

[令和 2 年 04 月 15 日版]

種類 マニュアル  
議決 役員会  
制定期日 平成 24 年 1 月 24 日  
改定期日 令和 2 年 4 月 15 日

## プロジェクトマネジメント学会中部支部 支部会則（運営マニュアル）

### 第 1 章 総 則

#### （名称）

- 第 1 条 この支部は、プロジェクトマネジメント学会中部支部と称する。
- 2 この支部の英語名は、Chubu Branch of The Society of Project Management と称する。

#### （事務局）

- 第 2 条 この支部の事務局を別途定める場所に置く。

### 第 2 章 会 員

#### （会員構成）

- 第 3 条 この支部は、プロジェクトマネジメント学会中部支部に属する正会員、学生会員および法人会員を以て構成する。

#### （会員資格）

- 第 4 条 プロジェクトマネジメント学会を退会することにより、支部会員の資格を失う。

#### （会費）

- 第 5 条 プロジェクトマネジメント学会の定める規則に従うものとする。

### 第 3 章 目的および事業

#### （目的）

- 第 6 条 この支部は、定款第 3 条の目的の達成を含み、中部地域における会員の利益、学術・産業の振興に貢献することを目的とする。

(事業)

第7条 この支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 支部総会の実施
- (2) 支部大会の実施
- (3) 支部研究会の開催
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

#### 第4章 役 員

(支部役員)

第8条 支部には以下の役員を置く。

- |      |     |
|------|-----|
| 支部長  | 1名  |
| 副支部長 | 若干名 |
| 支部幹事 | 数名  |

(支部役員会)

第9条 支部役員会は支部の役員を以って構成する。

(支部役員の選任)

第10条 支部役員は、支部に属する正会員の中から支部役員会で選出し、支部総会で承認の可否を行う。

- 2 支部長候補者の選出は、直前の支部役員会（設立にあたっては支部設立準備委員会）の総意によるものとする。
- 3 支部長以外の支部役員候補の選出は、支部長に一任する。
- 4 支部長は、選出された支部役員候補を速やかに理事会に報告しなければならない。
- 5 支部役員候補者の理事会への報告は、当該年度の前年度1月31日を期限とする。

(支部役員の任期)

第11条 支部役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 支部役員に欠員を生じたときは、これを充足することができる。後任は、支部役員会で選任する。
- 3 補欠により選任された支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部長の職務)

第12条 支部長は、支部の業務を総理し、この支部を代表する。

(副支部長の職務)

第13条 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、または欠けたときは、支部長があらかじめ指名した順位によりその職務を代理する。

(支部幹事の職務)

第 14 条 支部幹事は支部長および副支部長を補佐し、企画、総務、会計、支部で行うすべての事業の各分野の職務を統括する。

(顧問)

第 15 条 支部は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員経験者、および支部活動において著しく貢献が認められ幹事会で推薦する者の中から役員会において選任し、支部長が委嘱する。
- 3 顧問は、支部長の諮問に応え、又は役員会議等に参加し本支部の運営に関して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。

## 第 5 章 交付金および会計

(交付金)

第 16 条 交付金は、細則に定められた上限の範囲内で、活動計画書を添えて理事会に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 理事会の承認を得た交付金申請は、総会の議決を経て確定する。
- 3 交付金申請の理事会への提出は、当該年度の前年度 1 月 31 日を提出期限とする。

(活動計画および収支予算)

第 17 条 この支部の活動計画およびこれに伴う収支予算は、支部長が編成し、支部役員会および支部総会の議決を経て、理事会に諮り、その承認を得なければならない。

- 2 理事会の承認を得た活動計画および収支予算は、総会の議決を経て確定する。
- 3 活動計画および収支予算の理事会への提出は、当該年度の前年度 1 月 31 日を提出期限とする。

(収支決算)

第 18 条 この支部の収支決算は、支部長が作成し、理事会に報告しなければならない。

- 2 収支決算の理事会への提出は、当該年度の前年度 1 月 31 日を提出期限とする。

## 附 則

この会則は令和 2 年 4 月 15 日から施行する。